

むつ市創業塾第2期生募集

むつ市では大間町・東通村・風間浦村・佐井村と連携し、創業・起業をお考えの方や、創業後概ね5年以内の方を対象とした「創業塾」を開校します。

「創業塾」は、所定の要件を満たすことで、創業時に係る登録免許税が軽減されることや、国が支援する補助金などでの優遇措置が受けられるなどの支援措置を受けることができます。

【いつ】11月7日、14日、21日、28日、12月5日、いずれも土曜日
午後6時から午後8時まで

【どこで】むつ来さまい館1F会議室

【講師】創業支援の専門家（インキュベーション・マネジャー）鎌田 直人 氏

【受講料】無料

【お問合せ】むつ市役所 商工観光課 mt-shoukou@city.mutsu.lg.jp
☎22-1111 内線2643

第11回むつ海洋・環境科学シンポジウム開催

むつ市に所在する公益財団法人日本海洋科学振興財団、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構、公益財団法人日本分析センターの4研究機関が一堂に会し、海洋・環境科学に関する研究活動の一端を住民の方々にわかりやすくご紹介するとともに、関連する研究分野について最新の研究発表を行うシンポジウムを開催します。

【日時】11月12日(木) 午後1時30分から午後5時50分まで

【場所】プラザホテルむつ(むつ市下北町2-46)

【参加料】無料

【お問合せ】第11回むつ海洋・環境科学シンポジウム事務局 ☎22-9111
(公益財団法人日本海洋科学振興財団むつ海洋研究所内)

農業・漁業用免税軽油の免税証交付申請の受付について

平成28年3月から使用する農業用免税軽油および同年4月から使用する漁業用免税軽油の免税証の交付申請を、次の日程により受付します。

1 受付日時

- (1) 農業を営む方 平成27年12月10日(木) 午後1時30分から午後4時30分まで
- (2) 漁業を営む方 平成27年12月17日(木) 午後1時30分から午後4時30分まで

2 受付場所

青森県むつ合同庁舎新館1階旧「青森県消費生活相談センターむつ相談室」(県税部の隣)
※申請書類は郵送でも受け付けていますが、平成27年12月28日(月)必着で提出ください。

3 農業用免税証の申請に必要なもの

- ①印鑑
- ②耕作証明書
- ③免税軽油使用者証(初めて申請する方を除く)
- ④返信用郵便切手402円分(合同庁舎内で購入可能)
- ⑤使用機械の譲渡証明書(初めて申請する方および使用機械に変更がある方)

4 漁業用免税証の申請に必要なもの

- ①印鑑
- ②免税軽油使用者証(初めて申請する方を除く)
- ③返信用郵便切手(申請枚数により異なります。合同庁舎内で購入可能)
- ④初めて申請する方および使用機械に変更がある方は、使用機械の譲渡証明書、漁船の写真(前、後、横、エンジン)および登録証

※免税軽油使用者証の有効期限が、平成28年12月31日より前に期限切れとなる農業の方、平成29年3月31日より前に期限切れとなる漁業の方、初めて申請する方、使用機械に変更がある方は、青森県収入証紙400円分も必要です。

不明な点がございましたら、下北地域県民局県税部課税課までお問合せください。

【お問合せ】下北地域県民局県税部課税課 ☎22-8581 内線207